（本號八頁）　（明治廿五年三月十一日遞信省認可）　明治二十八年二月十三日　第四千二百四號　（定價金二錢五厘）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

明治廿八年二月十三日　水曜日
舊暦乙未正月十九日（辛卯）
日出午前六時三十二分
日入午後五時十九分
月出午後九時三十五分
月入午前八時二十五分
滿潮午前七時五十二分
干潮午後八時十二分
〔西暦一千八百九十五年〕
年始より　四十四日
年末まで　三百二十一日

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五十錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

●前金●　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一	日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津	一箇月	金拾二錢
二	南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國	一箇月	金六拾錢
三	北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋	一箇月	金三拾錢
四	香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲	一箇月	金六拾五錢
五	露領浦鹽斯德、清國諸港	一箇月	金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號文字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●廣告料定額●●●　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき旨に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を兼發し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にて報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

延期の不可なる所以は延期論の中に在り

國立銀行營業年限の改正案は遂に少數の差によりて衆院を通過し延期論の勝利となりしが貴院にては目下特別委員の審議中にて何れとも定め難き有樣なり[illegible]要なる問題に就き政府は始めより[illegible]府にして今の時勢に當り何も銀行たるものが國立と云へる名稱を戴き御用[illegible]の餘光に依りて營業せんとするが如きは本來商界獨立の主義にあらずとて主として事の大體より立言したれども今一步を進めて內實の底を叩く[illegible]のみにはあらずして他に實際の必要を感じ何とも言ふに言ひ難き利害の爲めに制せられて扨こそ表面に延期の旗を樹てゝ眞一文字に進行することなりと斷定せざるを得ず即ち其內實の利害とは種々樣々の理窟は差置き兎にも角にも從來の營業上に變動を起すことなく役員も其まゝにして随て貸借の法も其まゝにし利益も其まゝにすれば損亡も亦そのまゝにして無事に目出度く數年の壽命を延さんとするものゝ如くなれども我輩は其延期の情のいよ〳〵切なるを見ていよ〳〵其內實を推察しいよ〳〵延期の不可を判斷する者なり如何となれば數多き今の國立銀行中基礎の最も堅固にして眞實に銀行の本分を守り株主も之に滿足して世間の信用も圓滿なるものは延期論者の兩擬共に齒牙に掛けずして平氣なる其中に就て獨り延期論にのみ熱心して喋々するは其喋論の裏面に何か潛む所のものあるを證するに足る可ければなり無病健康の口に嘗めて辛しとも甘しとも云はぬ其物を他の一人に與へて甚だ辛甘なりと訴ふれば論より證據なり其人の見掛けに寄らず內實病身たることを斷ずるに足る可し今我輩が其病を診察して苦痛の潛む所を求るに他なし國立より私立に移る其際に從來の行務を洗ひ立てらるゝの一事なるが如し一旦種々の破綻を暴露して延て幾多の迷惑を惹起すを恐れ成る可く穩便に彌縫を事とするとは[illegible]眼を一時の經濟に放つ者が此實際を知りては決して姑息を許さず銀行果して病あるときは一日も速に治療を施さゞる可らざるなり婦人の血の道の輕症なれば三週間なり四週間なり靜臥を第一として全快の日を待つも左ることなれども銀行の病は血の道に異なり其靜臥の間に次第に病勢を進めて扨いよ〳〵治療を心付きたる時は既に手後れにして復た如何ともす可らざるの事例は毎度世間に珍らしからず天下の銀行婦人に非ず苟も有病と認めたらば思切つて治療に着手し之を其未だ大患に陷らざるに救ふ可し即ち國立を廢して私立に變ずるは病根の所在を發見する爲めに無二の好機會なるに此機會を空ふして決斷するを能はず俗に云ふ臭いものに蓋して不潔不始末のまゝに棄置かんとするは延期論者の無理なりと云ふ可し或は今日其情實を顧みずして斷然延期を許さゞるときは中には病症の甚だしき逆ら大治術に堪へずして一朝廢滅に歸するもある可く又衆院に於て可決したるものを貴院に於て否決するときは兩院協議の道も既に絶ゆるのみならず既に衆院に於て一旦否決したる政府提出の原案を復活せしむることも叶はずして爲めに來年中に滿期となる可き若干の銀行は差向き其始末に苦み始めて立往生の姿となるもあらんと雖も本來[illegible]不治の症とあれば立往生は覺悟も[illegible]の際に[illegible]其[illegible]るゝは一なり素より[illegible]に居らず[illegible]天下の經濟の爲めには國立銀行の[illegible]を早く診斷[illegible]生法を守らしめ其[illegible]の數を少なくして[illegible]注を[illegible]んとするのみの目的なれば貴院に於て[illegible]宜しく[illegible]の大體上より公平の[illegible]下して衆院の欠を補ひ以て國立銀行の[illegible]を[illegible]んことを敢て希望する所なり

雜報

○劉公嶋沒落（上海十一日發電報）

最近の報道に依れは劉公嶋は土曜日（九日）の夜に入り終に沒落したりと

○英國支那及び日本

と題して近著の倫敦「[illegible]ールナル、[illegible]イル」に左の一編を揭載せり

勇敢なる日本の軍隊は[illegible]の[illegible]にも頓着せず連戰連勝支那兵を追擊して容赦せざるを以て蓋で支那の後楯と爲りて間接に此度の戰爭を挑發したる英國は此有樣を見て憂慮に堪へざるものゝ如し十二月十六日のデルフロー（[illegible]市の新聞紙）は支那が日本皇帝の爲めに黄龍の尾を斷切せられ償金を差出して只管哀を乞ふ其傍にジヨンブルが涙を流して之を觀ながら一方に於ては自家の引受けたる支那公債をば速く獨逸と佛蘭西との手に移さんことを頻に勉めつゝある一の漫畫を揭げたり此漫畫こそ實に今日の事態を巧に寫出したるものと云ふ可し獨逸が此事項に就て如何なる處置を取るも吾人の介意する所にあらざれども佛國は假令ひ負債者が如何なる利益を啗はして誘導することあるも決して支那公債如きものに關係するなからんことを吾人の切に勸告する所なり蓋し支那が今日に至りても尙ほ降を乞はざるは實に驚入りたる次第にして吾人は更に其意志の在る所を了解する能はず彼れにして若しも今日幸に降參するならば償金五十億フランを以て亡國の災を免かるゝを得べければ一日も早く日本に向て和を請ふこそ其の利益なれ此際徒に姑息の謀に依賴し日本軍をして一度び北京に入込ましむるときは日本の要求は今日よりも尙ほ一層大なる可きこと疑を容れず云々

○ダイナマイト雷管の爆發

去る十日午前十時過の事なり大阪市西區京町堀三丁目九十五番屋敷銃砲火藥發許商高三善七方に於て轟然たる響と共にダイナマイト雷管一萬個一時に爆發したり其勢猛烈にして同家店の屋根を吹飛し近隣の呉服商坂井與三郎、煙草商三好和三郎、人力車製造業森本治三郎、三軒の戶障子は勿論、家具迄も破碎し之を取扱ひ居たる主人善七（五十四）次男久吉（十四）の二名は顏面四肢を破碎され五體切れ〳〵となり骨肉四邊に散亂し無慘の最後を遂げ又長男の新吉も重傷を負ひたり此時店先を通行し居たる五十嵐平吉（五十七）某方の下女ヲゥ（三十）の二名も飛散し來る彈片に當りて倒れ尙は前記坂井方の雇人井筒光太郎（十六）伊藤安吉（十九）も輕傷を負ひたり[illegible]近傍[illegible]立町に來合せ居たる第四師團野戰病院付の軍曹加納宗一郎氏外二兵卒が夫と聞くや[illegible]に現場に馳せ付け黑煙の中より傷者を引出し近傍の醫師岡本方に連れ行き治療を求め[illegible]する內[illegible]署より今西警部[illegible]出張し先づ往來を差止め爆火の原因死傷者及び損害の程を取調べたるに此のダイナマイトは[illegible]の[illegible]として同業者小倉又五郎方より岩石[illegible]用として注文を受け當日[illegible]子三名が打寄り荷造中父善七の注意[illegible]に依り[illegible]の使用を止め

木箱を以て箱に釘打ち
イナマイト雷管に觸れ
事の發端したれば[illegible]
揚げたるよし火災に至
近邊非常の迷惑を蒙り

寄書

華族財產の[illegible]

華族は社會上級の位地に
なり上下の衛を和順[illegible]
地責任を保全せんが爲
らざる可らざると共に
き產業社會に投ずるの
の財產は安全鞏固にして
地を第一として次に彼の
以て附屬財產に充つる
のを歸ばざるべからず
でたるものにして華族の
の趣旨に外ならざるな
も貴重なる世襲財產を
となせり是れ祿制の廢止
復已むを得ずと雖も
府に貸上げたるを以て
外に超然特色を有し得
金を償却せらるゝときは
ること能はずして其資本の
て銀行に從事するもの
入らざるを得ず華族を
を益に策の眞金を得たる
り觀察するに銀行の能
のは營業の性質に在り
るに在り決して資本金
ずして明なり否其資本
きを以て竟に確實を主
すれば冒險射利の事業に
の失敗する者其資本の
に多き所以は職として
立銀行が滿期に至り普
の資本を有利的に運用
幸に營業者其人を得て
前途萬一のことあらば
遭遇するも亦圖り難し
め[illegible]に華族の爲めに謀るは
至り第十五國立銀行は
ずるに當りて發に三策の
して凡そ五百萬圓以下の
井に華族の機關銀行とし
め當座勘定を開きて自
に依り割戾しを受けたる
使用して不動資本と爲さ
のみならず今や條約改正
へんとするに際し彼れに
を防遏するの一助となる
しく土地に對して貸付く
土地銀行は不動產に對し
爭社會の外に立て永遠
にして最も華族の事業に
利負債に困める族群を救
せしむることを得べく
夫れ華族が祖先以來世襲
爲すの決して至難にあら
然らば則ち華族諸君以
大計を定むべく目前の小
ざる屢轍ケ華族の爲めの
言ふ者なり

○工業に關する[illegible]を欲する學生諸

全國諸學校生徒の本業規
に一月八日發するの[illegible]
し漸進で專門の學科を修